

仮設建築物許可申請添付図書一覧

添 付 図 書		留意事項及び明示すべき事項
■全ての申請に必要な図書		
☐ ①付近見取図		・建替え仮設建築物、工事現場外仮設建築物は本設建築物の位置も表示すること
☐ ②配置図		・避難計画、仮囲いについて明示すること
☐ ③平面図		・室名・寸法・出入口・窓位置等表示すること
		・消火器具の設置要求がある場合は、その位置を明示すること
☐ ④2面以上の立面図		
☐ ⑤2面以上の断面図		
☐ ⑥基礎伏図及び基礎詳細図		・基礎の形式・緊結状況等が分かるもの
☐ ⑦床面積求積図		
☐ ⑧委任状		・申請者等が手続きについて他の者に委任する場合
☐ ⑨借地証明書		・申請敷地の全部又は一部を借地する場合
☐ ⑩仮設建築物に関する誓約書		・別紙「仮設建築物に関する誓約書」を参照のこと
☐ ⑪仮設建築物の建設理由書		・仮設建築物の許可を受けたい旨を詳細に記載すること
		例文:「2019年〇月〇日から〇月〇日までの〇〇日間において、札幌市〇区〇〇において、市と共催の地域振興を目的としたイベントを開催するに当たり、一部の飲食店において仮設建築物の建築を計画しております。イベントの事業内容については別紙の事業計画書の通りとなっており、仮設建築物の設置に関する工程表も別紙の通りとなっております。」
☐ ⑫工程表		・仮設建築物の設置から撤去までの期間がわかる工程表
		・既存建物の改修等が伴う場合は既存建物の工事工程も記載すること
☐ ⑬地積測量図及び地番図		・申請場所と範囲が照合できる図面
■仮設建築物の計画に応じて必要な図書		
☐ ⑭確認通知書(写)		・建替え仮設建築物の場合
☐ ⑮構造図及び構造計算書		・建築基準法第6条第1項第2号に該当する建築物の場合 ※別紙「仮設建築物許可申請時の構造計算書添付のお願い(令和7年4月)」を参照 ※構造計算適合性判定を要する規模のものは原則適合性判定が必要
☐ ⑯構造設計方針		
☐ ⑰転倒及び滑動に係る検討書		・建築基準法第6条第1項第3号に該当する建築物で、基礎を鉄筋コンクリート造としない場合
☐ ⑱雪止め対策		・落雪・落氷の対策が冬期間において必要な場合、その旨を配置図等に明示すること
☐ ⑲工場・危険物調書		・工場等の用途の場合
☐ ⑳事業計画書		・専用のパンフレット等がある場合はそれに代えることができる
		・計画地へのアクセス方法、駐車場計画、周辺への環境対策などについても記載すること
☐ ㉑周辺への日照検討書		・存続期間が1年を超える場合、日照の配慮に関する検討書を添付すること
		・具体的内容については、期間や周辺建物の配置状況によるため、事前協議により決定する

※ 上記のほか、計画内容に応じて関係図書を要求する場合があります。

仮設建築物許可申請時の構造計算書添付について

仮設建築物の許可申請時には、構造計算書の添付が必要です。

○建築基準法第 6 条第 1 項第 2 号に該当するもの

- ・ 構造設計方針 ⇒ 詳細は裏面

設計者が仮設建築物の構造上の安全性や検討方法についての考え方を記載するもので、建築基準法で規定されている方法以外の場合は特に具体的に記載

- ・ 構造図
- ・ 構造計算書

○建築基準法第 6 条第 1 項第 3 号に該当するもの

- ・ 転倒及び滑動に係る検討書

地震及び風による水平力に対し、転倒及び滑動しないことを確かめるもの
基礎が鉄筋コンクリート造のものは不要

- ・ 基礎伏図及び基礎詳細図

建築基準法施行令第 38 条に適合することの確認も含む

○構造計算にあたっての考え方

①：大地震に対して崩壊・倒壊等しないことの確認は、仮設建築物の実情に見合った方法とすることができます。

解説：仮設建築物は、令第 3 章第 8 節が除外されることから、実情に応じた構造計算が可能である。ただし、構造上の性能として、極めてまれに発生する地震による外力から収容する人命を守ることは最低限必要であり、その点では本設建築物と同程度の安全性は確保されるべきである。しかしながら、一般的な仮設材料を使用する場合、必ずしも建築基準法どおりの計算ルートを適用させることが、経済性等から合理的ではないと考えられる。このため一定の余裕を持たせた設計（中規模の鉄骨造で平面、立面ともにバランスが良く許容応力度計算の結果に余裕がある設計等）である場合は、本来ルート 2 以上による検討が求められる規模のものでも、ルート 1 による構造検討でも可とすることも考えられる。（計算方法の考え方については「期限付き建築物設計指針」参照）

②：荷重・外力に関しては、仮設建築物としての実情に見合った設定とすることができます。

解説：仮設建築物はその存在期間が限定されていることから、構造検討の際の荷重・外力の設定方法等は、本設に要求される基準を一律に適用させるのが、合理的ではない場合がある。日本建築学会から出版されている「建築物荷重指針・同解説」や「期限付き建築物設計指針」では、仮設建築物に適用させる荷重設定等の考え方が記載されており、これらを適切に用い計算することは、仮設建築物の安全上支障ないことの検討として、妥当と考えられる。また、低減のみでなく、例えば夏季のみの使用であれば積雪荷重を見込まないことも可とする。

③：上記基準①,②によるもの以外については、原則として令第 3 章第 8 節に沿った検討としてください。

解説：短期間の設置を前提とした個別の計算方法の選択（基準①）及び荷重・外力設定（基準②）以外については、令第 3 章第 8 節の考え方に基づき検討するのが妥当と考える。ただし、材料強度や許容応力度の設定等で、法で定める数値以外で根拠のある数値を用いる場合等は個別に協議する。

④：以上について、設計者としての設計方針を添付してください。（A4 一枚程度）

解説：基準①～③で、案件ごとに実情に応じた検討を行うことを許容していることから、設計者は、仮設建築物の構造上の安全性の確保について、考え方やそれに応じた検討方法を示すこととする。